

# CT搭載車、MRI搭載車等の エックス線装置搭載車の取扱いの簡素化について

厚生労働省

## 1. 現状

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。(医療法第27条)

ただし、「医療法第27条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(健政発第707号、厚生省健康政策局長通知)に基づき、使用前検査及び許可については、軽微な変更等の場合に限り、申請者による自主検査によることを認めているところ。

## 2. 回答

問1 医療機関がCT搭載車等をレンタル利用するにあたり、継続的(5年間で毎月2回程度)に使用した場合、使用前検査・使用許可等の手続きが1回で済む自治体と毎回手続き(5年間で毎月2回程度使用すると100回以上の手続き)が必要な自治体があり、自治体ごとに使用許可等の運用が異なっているが、自治体ごとの実態を把握しているのかどうかについて、お示し頂きたい。

(答) 医療法第27条の規定に基づく使用前検査及び許可については、各都道府県の自治事務であり、国では各都道府県の実態は把握していない。

問2 自治体ごとに使用許可等の運用が異なっていることから、地域ごとにCT搭載車等の使用頻度に差が生じ、国民生活の質の低下を招く恐れがあると考えられることから、自治体ごとに使用許可等の運用が異なっていることについて、貴省の見解を伺いたい。

(答) 医療法第27条の規定に基づく使用前検査及び許可については、各都道府県の自治事務であることから、法律又はこれに基づく政令によらなければ、国の関与を受け、又は要することとされることはない。(地方自治法第245条の2)